

神戸市告示第 571 号

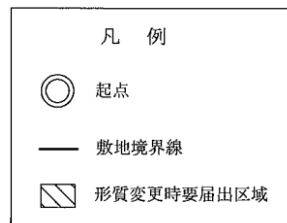
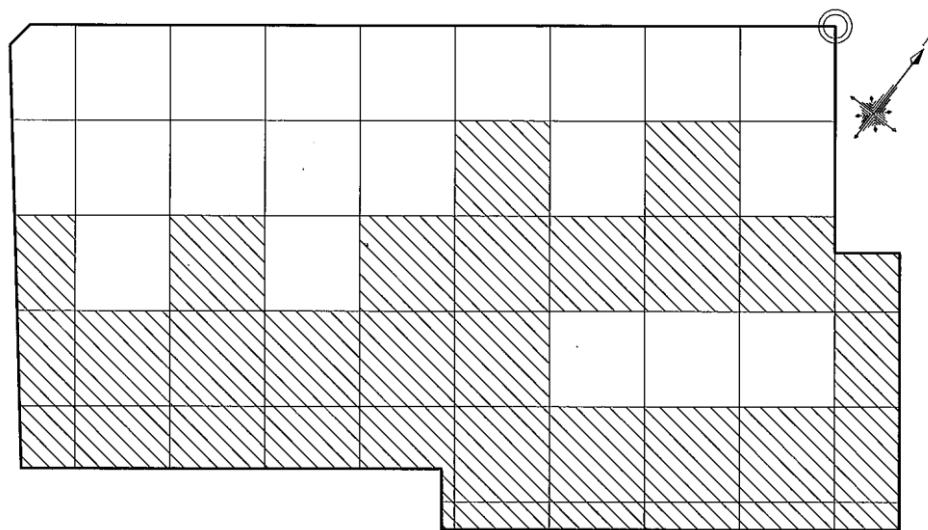
土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき，特定有害物質によって汚染されている区域を，次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

平成 27 年 2 月 12 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定する区域
須磨区大池町 3 丁目 7 番の一部、8 番の一部、9 番の一部、10 番の一部、12 番の一部
（別図のとおり）
- 2 特定有害物質の名称
鉛及びその化合物
ふっ素及びその化合物
ほう素及びその化合物
ポリ塩化ビフェニル

別図



〈起点〉
起点は，須磨区大池町 3 丁目 10 番の最北端地点とする。
〈格子の回転角度〉
52° 24' 32"
起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10m 間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として座標北から時計回りに回転させた角度を示す。